

青森市有料老人ホーム設置に関する 留意事項等について

青森市 福祉部 介護保険課

令和7年度 介護サービス事業者等集団指導

1 有料老人ホーム設置に関する留意事項

○有料老人ホームの新設、建物の増改築をされる方へ

事前協議について

- 新しく有料老人ホームを設置しようとする時、または建物の増改築をする時は、工事を着工する前に必ず介護保険課事業者チームと事前協議（平面図の確認等）をしてください。

○有料老人ホーム設置者の方へ

【定期報告について】

- 毎年7月1日時点での有料老人ホームの現況報告書を窓口へ直接提出するか、郵送で提出すること。
提出書類の様式は青森市ホームページに掲載しています。
- 様式第2号（重要事項説明書）と様式第3号（情報開示等一覧表）は市ホームページにも掲載しますので、紙のほかにデータでも提出してください。
- 提出期限は、毎年7月31日です。

※そのほかの必要となる協議、届出については、「青森市有料老人ホーム設置運営指導要綱」を確認してください。

有料老人ホームの設置にあたっては、「青森市有料老人ホーム設置運営指導要綱」に定める要件を満たしているか確認してください。

有料老人ホームを設置しているかたは、7月1日時点での現況報告書を市に提出してください。

有料老人ホーム設置に関する留意事項（続き）

①様式第2号重要事項説明書の記載に関する注意点

- ・「5.職員体制」
（夜勤を行う看護・介護職員の人員） ※様式第2号の9ページ下段

最小時人員（休憩者等を除く）の部分は、夜勤を行う職員が1人の場合で、休憩中に代替となる職員がいない場合は、0人と記載してください。

- ・「7.入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】」
（入居者の人数） ※様式第2号13ページ

各項目の人数の合計（性別毎、年齢別毎、要介護度別毎、入居期間別毎）が一致しているか確認をしてください。

要介護度別の欄について、いずれにもあてはまらない場合（障がい者など）は、適宜欄を追加し、数値が合うようにしてください。

②様式第14号有料老人ホーム状況報告書の記載に関する注意点

- ・7月1日現在の状況を記載してください。
表：入退居の状況は6月の状況を記載します。
入居の状況は7月1日現在の状況を記載します。
A欄の人数－B欄の人数＋C欄の人数＋D欄の人数＝E欄の人数となり、E欄の人数は重要事項説明書の入居者の人数と同じになります。

現況報告時の重要事項説明書の記載の際は、7月1日時点での人員数、料金等の合計が間違いないか確認してください。

2 提出書類の様式について

厚生労働省から令和7年10月に老人福祉法に基づく届出の標準様式が示されました。
今後、青森市においても標準様式へ変更する予定ですが、当面の間は現在の様式により届出をお願いします。（新様式に変更となった際は、改めてお知らせします。）

変更となる様式は、以下の様式を予定しています。

- ① 様式第5号「有料老人ホーム設置届出書」
- ② 様式第10号「有料老人ホーム変更届」
- ③ 様式第11号「有料老人ホーム廃止（休止）届」

様式を変更する際は、青森市ホームページに掲載するとともに、設置者の方へお知らせします。

4 関連データ等掲載箇所

各種様式については、青森市ホームページに掲載しています。

◆ 青森市ホームページ (<http://www.city.aomori.aomori.jp>)

トップページ > 産業・雇用 > 事業者のかたへ > 福祉・健康 > 福祉・介護事業者 > 高齢福祉・介護サービス事業 > 事業者へのお知らせ・各種資料（高齢福祉・介護サービス事業） > 青森市内有料老人ホームの設置者・設置予定者のかたへ（新規届出・変更・廃止等手続）